

肥後銀行ポイントサービスご利用規定

2022年10月1日現在

1. 定義

肥後銀行ポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）は、お客さまの各種お取引内容を当行の所定の基準によりポイント化し、ポイント数に応じて自動機ご利用の際の利用手数料等の「手数料」、ローン等の「お借入れの金利」などについて、当行が定める範囲で特典をお受けいただくサービスです。

2. 対象者

当行本支店に普通預金をお持ちの個人の方を対象とします。

（非居住者、任意団体および事業用口座は対象外とさせていただきます。）

3. サービスの開始

- （1）本サービスは、当行がお客さまのお申込みを受付け、当行所定の登録手続きを行った後、開始するものとします。
- （2）お届けの氏名・住所等が当行で確認できない場合、本サービスを受けられないことがあります。

4. お取引ポイント

- （1）お取引ポイントの対象となるお取引項目およびそのポイント数は、店頭のコピーや当行ホームページ等によりお知らせいたします。
- （2）お取引ポイントの集計は、毎月末基準で行い、当行がお取引ポイントの対象となるお取引と判定したものをポイントとして集計いたします。
- （3）既に利用されているローン返済、住宅金融支援機構融資返済等が延滞している場合、延滞中のお取引項目は、ポイントに集計いたしません。

5. 特典

- （1）本サービスにより提供する特典の内容や提供方法、特典を受けるために必要なお取引ポイント数等の条件は、店頭のコピーや当行ホームページ等によりお知らせいたします。
- （2）特典の提供は、前条に定めるお取引ポイントの毎月末基準の集計結果に基づいて行うこととし、提供期間は翌月15日から翌々月14日までとする。
- （3）本サービスの特典としてローン等の金利優遇を受ける場合は、ポイント数の増減により、優遇金利を当行所定の方法で見直すこととし、優遇幅は、当行が任意に決定・変更できるものとします。
- （4）次のいずれかに該当する場合には、一部の特典が受けられないことがあります。
 - ①氏名や住所等、届出事項に変更があったにもかかわらず、必要な変更手続きが行われていない場合。
 - ②お客さまから当行の届出住所への連絡を不要とする旨のお申出がなされている場合。
 - ③他の制度・サービスにより同種の特典を受ける場合、または受けている場合。

6. お取引ポイント数等の通知

お客さまのポイント数等は、自動機取引時の自動機画面およびカードご利用明細、インターネットバンキングにてお知らせいたします。

7. サービスの解約

- (1) お客さまが本サービスを解約する場合は、当行所定の書面により、当行本支店にお届けするものとします。なお、解約月の前月末基準の集計結果に基づいた特典の提供はいたしません。
- (2) 当行はお客さまが次のいずれかに該当する場合には、お客さまへ通知なく本サービスを解約できるものとします。この場合、解約月の前月末基準の集計結果に基づいた特典の提供はいたしません。
 - ①本規定に限らず、当行所定の規定・規約等を履行されていない場合。
 - ②お取引ポイントの合計が0ポイントの状態が1年以上続いた場合。
 - ③その他相応の事由があると当行が判断した場合。

8. サービスの変更

- (1) この規定の各条項およびサービス内容（お取引ポイントの対象となるお取引項目およびそのポイント数、特典等）は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定・サービス内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

9. サービスの中止

- (1) 金融情勢その他の状況の変化等により、本サービスを取りやめることがあります。
- (2) 本サービスの中止は、中止を行う旨ならびにその効力を発生した時期を店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項によるサービスの中止は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上